

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和3年度第1回芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会
日時	令和3年7月13日(火)午後3時00分から5時00分
場所	芦屋市役所分庁舎2階大会議室(事務局,傍聴),ウェブ会議
出席者	会長 平野 隆之 副会長 吉田 督 委員 川畑 香, 上畑 真理, 藤川 喜正, 谷 仁, 針山 大輔 三芳 学, 杉江 東彦, 山岸 吉広, 中山 裕雅 欠席委員 小西 明美, 倉内 弘子 委員以外 芦屋市社会福祉協議会 三谷 百香, 黒田 樹里, 井上 利夫 三田谷治療教育院 中野 美智子, 佐藤 久愛 山の子会 若林 伸和, 楠 正暢 関係課 福祉部生活援護課 越智 恭宏, 西川 隆士
事務局	福祉部地域福祉課 吉川 里香, 安達 昌宏, 岡本 ちさと, 横道 紗知
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 ■ 一部公開 会議の冒頭に諮り,出席者13人中11人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 配慮を要する内容を含むため議事(1)ア(ウ)のみ非公開とした。
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 報告

ア 各事業における令和2年度の実績報告及び令和3年度の取組計画について

- (ア) 自立相談支援事業
- (イ) 就労準備支援事業
- (ウ) 地域まなびの場支援事業

(2) 協議

ア 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談実績及び課題について

イ 芦屋市におけるヤングケアラー支援にかかる取組について

(3) その他

2 提出資料

- 事前資料1 令和2年度芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書(案)
- 事前資料2 自立相談支援事業における令和2年度の実績報告及び令和3年度の取組
- 事前資料3 就労準備支援事業における令和2年度の実績報告及び令和3年度の取組
- 事前資料4 地域まなびの場支援事業における令和2年度の実績報告及び令和3年度の取組
- 事前資料5 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談状況等について
- 事前資料6 芦屋市におけるヤングケアラー支援にかかる取組

### 3 審議内容

(事務局 吉川)

ただいまから令和3年度第1回生活困窮者自立支援推進協議会を開催いたします。

新たな任期の委嘱、任命をいたします。本来市長から委嘱状等をお渡しするところですが、オンラインでの開催のため、事前資料と一緒に委嘱状等を送付いたしましたので、それをもちまして、交付とさせていただきます。

続きまして、会長副会長の選出に移りたいと思います。会長については、立候補もしくは互選で選出し副会長は会長が任命いたします。どなたか立候補される方はおりませんか。なければ、推薦をされる方はおられませんか。

(三芳委員)

これまでも会長をしてくださっていた平野先生が適任かと思います。

(事務局 吉川)

異議はありませんか。

異議がないため、平野委員が会長として選出されます。

平野会長、副会長の指名をお願いいたします。

(平野会長)

吉田弁護士をお願いしたいしたいと思います。

(事務局 吉川)

副会長の指名について、異議はございませんか。異議がないため、吉田委員に副会長をお願いしたいと思います。

それでは、会長、副会長ご挨拶をお願いいたします。

(平野会長)

新しいメンバーの方も含め、今年度もよろしくをお願いいたします。

生活困窮の制度は2015年から導入されて今年度で7年目となり、それなりの成果を収めているかと思います。今回、コロナ禍の問題で新しい困窮者の人達も増えてきていると思います。そういった問題にも対応できるような協議会でありたいと思いますので、様々な立場のご意見ををお願いいたします。

(吉田副会長)

副会長のご指名をいただきました吉田でございます。謹んでお受けいたします。

昨年来のコロナの影響で、社会の歪みのしわ寄せが弱者に来ているようで委員会の意義もますます強くなっているように感じます。

皆さんで力を合わせて社会がよくなっていくように進めていきたいと思っています。

どうぞよろしくをお願いいたします。

#### (1) 報告

ア 各事業における令和2年度の実績報告及び令和3年度の実行計画について

(ア) 自立相談支援事業

(平野会長)

各事業における令和2年度の実績報告及び令和3年度の実行計画について自立相談支援事業三谷さんお願いします。

(社会福祉協議会 三谷)

令和2年に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響で生活費が無くなったという相談が多くありました。総合相談窓口として計2,316件の相談がありました。自立相談支援事業の相談件数は令和2年が277件、令和元年度が124件と、2倍以上となっています。

また、社会福祉協議会として、実施している各種貸付け事業は、今も続いている状況です。

さらに、住居確保給付金も地域福祉課と一緒に給付支援をしました。

そのような中で、自立相談支援員がメインケースワーカーとなりご本人を支援させていただく事で、さまざまな窓口を一本化する事によって、家計、就労、世帯の自立支援を一体的に提供できるような体制維持を整えるよう、頑張ってきました。支援を行う中では、フードバンクの利用や、債務整理の提案を弁護士と相談して行いました。

社会福祉協議会の経済的困窮者支援として、芦屋市とコープこうべとの協働により、フードドライブ事業の立ち上げや、国際ソロプチミスト芦屋の協力によって「国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金」の設立を行いました。この基金は、母子家庭や子どものいる世帯に対し、相談員と一緒に学用品等の必要物品の買い物に行き、必要物品をお渡しするものです。

次に、事前資料2「自立相談支援事業における令和2年度の実績報告及び令和3年度の取組」について説明します。

令和3年度取組計画について、周知・啓発では、気づきのポイントチェックシートを関係機関と一緒に作り、相談窓口への配布や民生委員・児童委員にも協力を得て、チェックシートから相談に結び付くように考えています。また、就労準備支援事業に同行して高校や大学に訪問し、事業の周知を行っています。

家計相談に関しては、家計相談に来る母国語が外国語の方の生活状況のアセスメントが困難であることがわかり、言葉の壁を取り除く手立てを関係機関と協力して検討していきたいと思えます。

地域での居場所・役割については、社会福祉協議会の地域福祉部門やボランティア活動センターなどの関係機関との連携により相談者に情報提供を行いたいと思えます。また、生活保護受給後、地域社会との関わりを持たず、ひきこもり、孤立することがありました。そのような方に対して、新たな居場所作りや既存の場所の情報提供を行い、社会的な繋がりが回復するまでを支援していきたいと考えています。今年度の目標として、関係機関の専門員と連携し、断らない、取りこぼしのない相談をし、横断的な対応により、相談者が適切な窓口で相談ができるようにしていきたいと思えます。

(平野会長)

質問、ご意見はありませんか。

(吉田副会長)

最近、債務整理の相談が増加しています。個人事業主において、新型コロナウイルス感染症が流行する前の銀行への借入れが、コロナ禍で社会的影響を受け、返済ができなくなってきたとの相談が増加しています。

(社会福祉協議会 三谷)

相談窓口において、弁護士への相談を提案しても、躊躇されて相談に行かず、差押えとなるケースも出始めています。

(平野会長)

生活保護受給後の地域での居場所や役割に関してフォローはしていますか。

(社会福祉協議会 三谷)

生活保護の申請により、経済的な担保はされますが、引っ越しを余儀なくされ、地域とのつながりが途絶えた方がいました。お声かけをしても、地域の活動に参加されていないことが多く、社会参加の為に社会福祉協議会の地域福祉係と折り紙の会を作りました。作った折り紙を近隣の幼稚園や保育園に贈る事によって、作る喜びや使ってもらえる喜びを感じてもらえる事ができました。

(平野会長)

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度で、生活保護受給後も自立相談支援機関の支援員が関わり続けることの必要性を言われているのですね。

(関係課 西川)

自立相談支援機関からつながって生活保護を受給し、その後生活保護受給を終えるケースがあります。芦屋市の場合は、生活保護受給中も自立相談支援機関の担当者が継続して関わっていることから、支援が途切れることなく継続できています。

(平野会長)

生活困窮者自立支援制度を地域福祉課が所管していることから、継続して関わられるという背景があると思います。

ア 各事業における令和2年度の実績報告及び令和3年度を取組計画について

(イ) 就労準備支援事業

(平野会長)

就労準備支援事業の説明をお願いします。

(三田谷治療教育院 佐藤)

令和2年度を取組について、ひきこもりの方を定期的に訪問することで、対面で会話をできるようにになりました。また、直接窓口に行きにくい人については、「寄ってカフェ」の開催により、延べ18人が利用されました。社会とつながるための一歩を踏み出すきっかけとなる場の必要性を感じました。緊急事態宣言時には、オンラインでも実施し、定期的に参加する人の交流の場としても機能しています。さらに、今年度から、「つどい場くろまつ」を立ち上げ、ひきこもりの方が外に出るきっかけ、社会に参加するきっかけ、同じような悩みをもつ方との交流、生活リズムの改善等をめざして、毎週月曜日10時から保健福祉センター高齢者交流室で開催しています。プログラムとして、園芸体験やパソコン操作、ビジネスマナー、体操教室などを行っています。

周知・啓発に関しては、自立相談支援機関と一緒に近隣の高校・大学を訪問して、継続して事業内容や事業対象者像の説明を行いました。また、「寄ってカフェ」や「つどい場くろまつ」に関しては、リーフレットの配布やホームページを活用して周知しています。

就労支援としては、応募企業研究、就労体験、面接対策、履歴書等の作成を行い3人がアルバイト就労に至りました。また、社会資源の開拓を行い、ボランティア・見学・実習の受け入れ先として新たに3企業と協定を結びました。成果が見えにくい部分に関しては、KPSビジュアライズツールを利用して対象者の状況を数値化して支援に活用しています。

就労準備支援事業の相談支援体制については、就労準備支援事業を利用する可能性のある人は、自立相談支援事業での面談に初期段階から同席することで、本事業の理解が得られました。また、若者相談センターアサガオからの紹介もありました。他にも、他市の就労準備支援事業の担当者と面談し、取組を見学して参考になりました。

(平野会長)

ありがとうございました。これまでのつながりを元に、開拓に行くことで、受け入れてくれる企業等が広がっていくことが非常に重要なことだと思います。

株式会社ポップ・アイディー、エルホーム芦屋、株式会社プランツ・キューブなどの「こえる場！」参加企業の開拓が素晴らしく思えます。

(三田谷治療教育院 佐藤)

株式会社ポップ・アイディーでパソコンが使える方を求めていることを知り、マッチングする事ができました。エルホーム芦屋は、ボランティア体験を申し込んだところ、了承を得られました。株式会社プランツ・キューブは、芦屋大学内のカフェでの就労体験について了承を得られました。

(三芳委員)

障がい者相談支援事業の窓口に行きにくい方が「寄ってカフェ」に行き、相談窓口への案内

をスムーズに行う事ができました。障がい者相談支援においても、居場所作りが必要であると考えており、参考にしたいのですが、オンラインはどのように行いましたか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

オンラインは、Zoomの環境が整っている方に参加していただきました。テーマに沿って、画面共有を活用しながら、ビジネスマナー等を学びました。今後は自宅でできる運動に関する企画をしてみたいと思っており、オンラインでも実施ができると分かってよかったです。

(三芳委員)

オンラインで実施できるのかと疑問に思っていました。実績を聞くことができ、参考になりました。

(杉江委員)

オンラインは1対1ですか。それとも複数でしていますか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

1名参加の場合は、1対1で実施し、2名参加の場合は複数で実施しました。

(杉江委員)

若者相談センターアサガオでは、「キ・テ・ミ・ル・会」を4年ほど前から実施しているが、世代交代が始まっており、参加者が減少傾向にあるため、新たな実施方法を模索しています。今後も情報共有をお願いします。

(平野会長)

就労準備でされているオンラインの活動の場の見学は可能ですか。

(杉江委員)

参加してみたいです。

(三田谷治療教育院 佐藤)

参加者の了承が得られたら、いろいろな人に参加してもらい、教えてもらいながら実施していきたいと考えています。来てくれた人に参加してくれて嬉しいという気持ちを伝えていきたいです。参加者にどういうことがしたいかを聞き、それを実現していきたいです。

(針山委員)

参加者同士の顔は見えていますか。オンラインの方が参加しやすいのでしょうか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

顔を出すか、チャットだけで参加するかを事前に確認しています。参加してみると、顔を出してくれることが多いですが、参加者にゆだねています。

(三田谷治療教育院 中野)

毎月定例で開催されている支援調整会議に参加し、困っている人の状況を把握することで、その人たちの支援につながることで、何ができるのかを模索している状況です。まだ途上であるため、みなさんと協力して進めていきたいと思っています。

(平野会長)

就労体験を超えて、実際に就職できる等、さらに先の成果で考えていることはありますか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

株式会社ポップ・アイディーで就労を継続できていることは喜ばしいです。働きたいけど働きにくいという目には見えない困難さを伝えていく難しさはあります。「こえる場！」のような場を通じて、企業に働きかけられるのはありがたいと感じています。

(平野会長)

他市の例では、受け入れた企業が他企業に宣伝してもらえることが効果的でした。中小企業の地元の人たちは、地元で雇用していきたいという思いがあります。企業が企業に対して社会貢献、意義等を宣伝してくれ、参加企業があたたかく受け入れてくれることがありがたいと思います。今後そのような事例が増えてくれる事を願っています。

ア 各事業における令和2年度の実績報告及び令和3年度の取組計画について

(ウ) 地域まなびの場支援事業【非公開】

(2) 協議

ア 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談実績及び課題について  
(平野会長)

続いて、協議に入りたいと思います。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談実績及び課題について自立相談支援事業三谷さんお願いします。

(社会福祉協議会 三谷)

相談実績については、事前資料5に記載のとおりです。

コロナ禍が長期化する中で、家賃滞納による強制退去等強迫した内容の相談が増えており、住居の確保が問題になってくると感じています。

毎年、債権管理課から催告書を発送する際に、総合相談窓口のチラシを同封していただいております。年間6千～8千枚を配布している計算になります。催告書送付後は、チラシを見たということで電話やメールでの相談が増えます。

総合支援資金等の貸付相談や生活保護の相談については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて生活困窮に陥ったのかどうか不明確な相談が増えています。

また、税の軽減措置を期待しているのか、生活再建の提案をするも、受け入れられないことがあります。

高齢者からは、外出に対する不安やフレイルに関連する相談が増えています。高齢者生活支援センターにつながるようにしていますが、様々な居場所が開催されない中で、人と人とのつながりを作り直すことが必要であると感じています。

(平野会長)

認知機能が低下してきている人の居場所をどう確保していくか今後検討していく必要があると思います。

生活保護の申請状況に変化はありますか。

(関係課 西川)

例年と比較し、4月は生活保護の申請が増えましたが、5月は例年通りでした。

生活保護の申請に至る場合は、新型コロナウイルス感染症の影響が直接的原因でないことが多いです。定期的の子から仕送りをもらって生活していた高齢者で、子がコロナ禍で減収したことにより仕送りが困難となり、生活が苦しくなり生活保護の申請に至ったケースは、何件かありました。

(吉田副会長)

成年後見制度の保佐人として関わることとなったケースについて、その方は、身寄りがなく、認知機能が低下している人で、家は完全にゴミ屋敷となり、事業も借金でどうしようもなくなり、福祉の介入によってつながりました。このようなケースは、もっと早い段階で弁護士や福祉職が介入できていれば、本人の生活状況に改善の余地があったかもしれません。しかし、実際の現場で感じることは、本人がSOSを出さない限り、支援者の早期介入は難しいということです。また、当事者が支援機関に相談をすること等に対して拒否感や羞恥心を持っていることが影響していると感じます。

1人ひとりが、福祉制度等に頼ることは恥ずかしいことではないという共通認識を持つことができるような社会にならなければ、現状は変わらないのではないかと思います。

(針山委員)

高齢者生活支援センターの現場でも同様です。介護保険の相談窓口として認知されており、「困ってから相談する場所」となっています。もう少し早く相談に来てもらい、専門機関につ

なぎたかったケースがあります。早めに相談につながるよう周知が必要であると考えており、具体的な方法を検討しているところです。

(谷委員)

権利擁護支援センターにおいて、相談件数は増加していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているかの分析は現時点ではできていません。

コロナ禍で、死生観に変化があったのか、単身高齢者からの相続や遺言、死後事務に関する相談が増加しました。

1回目の緊急事態宣言期間中は、家庭裁判所の機能が停止していたため、成年後見の手続きが進まないことがありましたが、現在は調査官面談を電話で行うなど、以前のような機能不全は解消されています。申立てを急ぐケースについては、柔軟に対応してもらえることもありました。

(平野会長)

内閣官房孤独・孤立対策担当室が新設され、今後様々な動きがあると思います。

今までの議論を踏まえて、福祉部長から何かご発言等ありますか。

(中山委員)

近年、コロナ禍における女性や子どもの貧困について取り上げられることが多いですが、事前資料5の住居確保給付金の内訳において、母子家庭への支給が全体の約2割を占めており、芦屋市においても同様の状況が生まれていると感じています。子育てをしながらの再就職や勤務時間の拡大等は、実際は難しい状況にあるのだと思います。

こども・健康部とも連携しながら、政策的な部分も含めて目配りが必要であると感じています。

(平野会長)

生活困窮者自立支援や権利擁護支援の体制強化、予防的な対応を地域福祉の課題に取り入れ、アウトリーチも含めて相談しやすい体制を作るという観点を、高齢者生活支援センター等他部門との連携を含めて、第4次地域福祉計画の中で推進していければと考えています。

## (2) 協 議

イ 芦屋市におけるヤングケアラー支援にかかる取組について

(平野会長)

続いて、芦屋市におけるヤングケアラー支援にかかる取組について説明をお願いします。

(事務局 吉川)

ヤングケアラーについては以前から問題となっており、今年度に入り兵庫県から関係機関へ実態調査が行われましたが、高齢部門や障がい部門で関わるケースの中にはヤングケラーはいないという結果でした。

生活困窮部門においても、ヤングケアラーと思われるケースとの関わりは、あまりありませんでしたが、支援ケースにおいて、幼いきょうだいの世話をしている18歳未満の子どもがいる世帯があり、ヤングケアラーと思われるケースが1件ありました。

他にも潜在化しているケースがあるのではないかと考え、まずは芦屋市の福祉専門職が関わる中で実態を把握したいということで、本協議会でも関わりがある高齢部門や障がい部門に声掛けを行い、作業部会ということで話し合いを持つ機会を作りました。

当面の目標は、実態把握、啓発ツールを作り相談できる体制を整えること、支援メニューを検討することを掲げて取り組んでいるところです。

現状は、啓発リーフレットの配布、アンケート調査の内容検討を行っています。

また、当初のメンバーに子育て推進課と学校教育課の職員が加わり、相談支援の連携体制を検討していきます。

啓発リーフレットの配布は、夏休み期間に困ったことがあれば相談してもらえよう、夏休み前に、市内の小学校4年生以上、中学校、高校へ配布しています。今後は、民生委員・児童委員や愛護委員にも配布させてもらえよう調整をしているところです。

ヤングケアラーに関する情報について、本協議会の委員の皆様におかれましても、課題や感じておられることなど、ご意見いただければと思いますので、よろしくお願いします。

(三田谷治療教育院 中野)

ヤングケアラーの問題については、実際に子どもの声を聴く事が一番大事だと思っています。疑いのあるケース全てをヤングケアラーとみなすのではなく、しっかりアセスメントを行うことが重要であると感じました。

(平野会長)

大事な指摘だと、思います。

福祉が動く相手を対象化してしまうという面があるため、注意が必要であると感じます。日本福祉大学大学院に、障がいのある家族を持つ人が、自身のことをテーマに取り上げて研究を行っています。研究を通して、客観的に乗り越えようとしている側面もあるのではないかと思います。

ケアラーについて検討する際には、多様な見方をする必要があります。ヤングケアラーの他にもダブルケアという課題もあるため、様々な視点で意見交換をしてほしいと思います。

権利擁護支援の関係で、岡山県に未成年後見の動きを熱心に行っているところがあります。このプロジェクトでもヤングケアラーのことを取り上げているとのこと。

介護に拘束されている若い人の人生をどう支援するかという点について、権利擁護支援の視点からご意見があればご発言をお願いします。

(谷委員)

啓発リーフレットが、潜在化しているヤングケアラー当事者へ届くように願っています。

(平野委員)

地域福祉計画の中でも、新しい介護者の支援に関して取上げていく必要があると感じています。

(山岸委員)

行政内のヤングケアラーの主管課は決まっていますか。

(事務局 吉川)

正式に主管課が決まっているわけではありませんが、地域福祉課が中心となって進めていくという認識です。

(平野会長)

相談先に、高齢者生活支援センターも入っていると良いと思ったのですが、その辺りも含めて、再度検討していただければと思います。

今回の協議会では、今後の方向性について議論できたかと思います。

まずは、コロナ禍における居場所の再開をどのようにしていくのか、難しい場合は、オンラインやアウトリーチでのコンタクトの取り方もあります。これは地域福祉計画の課題でもあります。本協議会においても継続して議論していきたいと思っています。

そして、就労準備支援事業における企業開拓の中に「こえる場！」の参画企業が関わっていることは、今までの地域福祉課の努力の効果であると思います。

課題としては、予防的な対応について、ネグレクトの傾向にある人にどのように対応していくのか、総合相談連絡会等を活用しながら検討していく必要があると思います。社会福祉協議会のアプローチや保健師の活動が重要になってくると思います。

また、予防的な活動について、集中的に議論する場を設ける必要があると思います。

社会福祉協議会からご意見はありますか。

(事務局 安達)

地域福祉推進計画の中で、できる限り積極的に取り組んでいきたいと思えます。

(平野会長)

ターゲットを絞った議論も必要かと思えました。

吉田副会長からご助言等ありますか。

(吉田副会長)

本人が拒否することに対して地道な働きかけを続けて、相談へのハードルを下げることが必要だと感じています。

(平野会長)

予防的な観点について、生活援護課からご意見はありますか。

(関係課 越智)

様々なセクションで見守っていくことが必要だと思えます。

生活援護課においても、経済的な問題以外にも様々な問題を把握するため、関係機関・関係課と情報共有しながら見守りを継続していきたいと考えています。

(平野会長)

新型コロナウイルス感染症の影響で、「おせっかい」がしづらくなっているという側面があります。「おせっかい」で予防的に介入できていたが、感染防止ということで、関わられることを嫌がるということが増えているため、その点にどう対応できるかということは、今後の課題であると思えます。

関係機関同士相互に協力しながら幅広い見守り体制を作っていく必要があります。

(事務局 吉川)

様々なご意見をいただきありがとうございました。

ご意見は、地域福祉計画へ反映させていただき、ヤングケアラーについては、生活困窮という切り口だけではなく、取組そのものを幅広く捉えて検討していければと考えています。

次回の協議会は、今年度の取組の報告も兼ねて、年が明けてから開催したいと考えていますので改めて日時の案内をします。

また、次回の協議会開催までに、個別で取組に関する連絡や協力をお願いすることがあるかと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

(平野会長)

本日はありがとうございました。

次回までに、関係者の方々にご意見や話し合い等の提起があるかもしれませんが、ご協力をお願いいたします。

それでは、これにて議事を終了します。

閉 会